

江別市公園のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年12月19日

江別市長 後藤好人

江別市公園のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が管理する公園において、将来にわたる公園の管理運営及び整備の方針を検討するため、江別市公園のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公園及び施設の再編及び集約化に関すること。
- (2) 公園整備における民間資金活用に関すること。
- (3) 公園の管理及び運営方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、自治会、市民団体等から推薦を受けた者、指定管理者又は市民公募による者の中から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から公園のあり方についての提言書を提出する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
3 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。
3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、建設部都市建設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。